

MMCニュース 経営情報

2024年1月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20

ワカヤギビル 504

TEL.03-3511-6038 FAX.03-3511-6039

<https://www.mmc-office.co.jp>

有限会社MMC

意見を変える事は 恥でなない 東野圭吾氏と伊集院静氏

文学・演劇・出版などの文化活動で業績を上げた個人や団体に贈られる第71回菊池寛賞の贈呈式が昨年末東京都内で行われ、作家の東野圭吾さん(65)＝写真＝が受賞者として出席しました。

東野さんは、1985年に『放課後』で江戸川乱歩賞を受賞しデビュー。40年近くにわたりミステリー小説界を牽引し、国内の累計発行部数は1億部を超える大人気作家です。選考顧問の阿川佐和子さん(70)は、「驚愕と憧憬とともに、嫉妬の声まで上がった。受賞に文句をつける余地なしだった。」と、選考顧問会を振り返りました。

あいさつで東野さんは、ともに直木賞選考委員を務め、昨年73歳で亡くなった作家の伊集院静さんとの思い出を語りました。東野さんが委員を退任する時、伊集院さんから「あなたと選考をやるのは楽しかった。あなたは話しているうちに意見を変えるから、話し甲斐があるんだ」と声を掛けられたといいます。

『意見を変えるのは恥』と言われがちだが、そうしないと話し合いは進まない。人間は変わった方がドラマチック。



肩の力を抜いて、どんどん変化していきましょう」と東野さんは語りました。

郵便局が発行する領収書 「非課税」 と表示されているが。。。？

郵便局(日本郵便株式会社)で切手やレターパックを購入すると領収書には「消費税非課税」と表示されています。これを自社で経理処理する際は「非課税」とすべきなのでしょうか？

領収書の表示通り疑問を持たずに「非課税」処理している方が多くいらっしゃいます。しかし、これは「課税処理」して良いのです。

【理由】

- 切手やレターパックを購入した時点(瞬間)では、“使用や消費”あるいは“役務提供”していないため、郵便局としては金券や商品券を売ったのと同じなため「非課税」と表示しています。
- しかし、一般的に購入した方は、すぐに封筒に貼って投函したり、レターパックに宛名を記入して投函したりします。その時点で“使用”しているし配達という“役務提供”を受けることになります。消費税法では“使用(消費)”や“役務提供を受けた”ときに課税取引となります。
- 従って、自社のために購入～使用を繰り返す切手類の購入は課税取引としてよいのです。

【インボイスはどうか？】

領収書に「非課税」と書かれているものを仕入税額控除して良いのかと疑問に思う方がいらっしゃるかと思います。実は、消費税法において郵便局はインボイス発行を免除されています。販売者である郵便局にインボイス免除の特例が設けられているので、購入者においてもインボイス保存はしなくて良いことになっています。したがって、切手類などの購入は10%の仕入税額控除してよいのです。

(おまけ)

郵便局側の消費税申告においては、課税売上として計算に反映させているはずですが。

2024年秋には郵便料金の値上げが予定されています。値上げ後は、在庫切手の調整が面倒かも知れません。

消費税 免税販売もインボイスも 国の役目を事業者に押し 付けている？

消費税のかからない免税品の販売を巡り、「東武百貨店」(東京都豊島区)が東京国税局の税務調査を受け、2022年2月期までの3年間で、消費税計約9000万円を追徴課税されました。客が短期間に大量の商品を購入するなど、転売目的が疑われる不適切な取引が相次いで見つかったといいます。

免税販売は、訪日客らが商品を土産物として国外に持ち出す場合に消費税を免除する仕組みですので、国内での消費や転売目的での購入は認められません。

同国税局は22年頃から23年にかけて調査を実施。その結果、旗艦店である「池袋店」(豊島区)で、中国籍とみられる客が大量の化粧品用品を免税購入するなどのケースが複数確認されたといいます。

調査で判明したのは、土産物として国外に持ち出すには不自然な量で、転売目的が疑われました。さらに、同時期に同店で外国人客らの接客を担当していた店員が同国税局に対し、客の不正な意図を認識しながら販売していたことを認めたといいます。

免税要件を満たさない不適切な取引は計約8億円分に上ったとみられ、同国税局は過少申告加算税を含めて約9000万円を追徴課税したのです。

東武百貨店は取材に「従業員が不正に関わった事実はないと認識している」とした上で、「国税局の指摘を真摯に受け止め、修正申告した。今後はより一層適切な免税処理に努める」とコメントしています。

免税取引を巡っては、商品を国内で転売して消費税分の利ざやを稼ぐグループが存在するとみられます。国税当局は税務調査に力を入れており、百貨店では最近になって「三越伊勢丹」や「大丸松坂屋百貨店」「そごう・西武」なども不適切な取引があったとして追徴課税されています。

『儲かるのであれば売ってしまえばよい』と考えるのではなく、販売相手が何を目的(転売目的か否か)に購入

するかまで見極めなければいけない。当局だけでなく事業者も不正回避に協力するべきである。…これが税法の趣旨なのかも知れませんが、事業者の負担が大き過ぎるとの意見もあります。

この点も考慮してかどうかは分かりませんが、政府は24年度の税制改正大綱に、購入時にいったん納めさせた消費税を出国時に還付する「リファンド方式」の導入を盛り込みました。諸外国の多くが採用している方式で、今後、具体的な制度設計が進められます。

2023年10月に施行されたインボイスにおいても、取引先のインボイス登録や領収書等の書式確認など、事業者の負担は極めて大きい状態です。こちらにおいても負担軽減等の措置を講じて頂きたいものです。

食品ロス削減への整備 ～消費者庁が策定

消費者庁は、「食品ロス」削減のための施策パッケージをまとめ、外食で食べ残した料理を客が持ち帰る際のトラブル回避に関するガイドライン(指針)を2024年度中に策定することを盛り込みました。

外食産業での食品ロス削減には持ち帰りの促進が有効とされますが、「食中毒が発生した場合の民事上の責任の所在が不明確」との指摘が出ています。新たな指針では、持ち帰りによる食中毒の発生について「消費者の自己責任が前提」としつつ、飲食店側の留意事項などをまとめる方向です。

このほか、食品会社やスーパーなどの食品事業者からの食品ロス削減については、余った食品の生活困窮者などへの寄付の促進を明記しました。具体的には、寄付した食品で食中毒やアレルギーが発生した場合に備え、事業者向けの保険創設を官民で検討するほか、将来的には法改正などを通じ、寄付した事業者の民事責任を免責する仕組みの導入も検討します。また、寄付を受けて健康被害を訴えた人の救済策も講じるとしました。



MMCホームページ



YouTube



10年目を迎えました